

『職長等の能力向上教育』

(製造業及び一般対象)

製造業における職長については、労働安全衛生法で義務付けられている就任時に加え、厚生労働省が示す「安全衛生教育等推進要綱」により、定期（おおむね5年以内ごと）に能力向上教育を実施すべきものとされています（平成3年1月21日付基発第39号）。

能力向上教育の標準的なカリキュラムは、建設業を除いて、これまで策定されていないことから現在、中央労働災害防止協会が厚生労働省の補助を受けて、「製造業における職長の能力向上教育に準じた教育カリキュラムに関する検討委員会」を設けてカリキュラム策定を進めており、2020年3月を目途に公表する予定です。

よって、当協会では、製造現場の責任者として日々活躍されている職長の方々の能力向上を目的とした能力向上教育をそのカリキュラムで実施しますので、この機会に受講されることをお勧めします。

1. 受講対象者

- ① 平成18年4月1日以降に「職長教育」修了後、4年程度を経過した方
- ② 平成18年3月31日以前に「職長教育」を修了され、その後リスクアセスメント教育を修了された方。

（当協会以外の団体の修了証をお持ちの方も受講できます）

※ 建設業の方は「建設業等の（職長・安全衛生責任者能力向上教育）を受講願います。

2. 日 程

開 催 日	場 所	時 間
2020年9月18日（金）	若松市民会館	9:10～17:00（見込み）

3. 受講料（消費税込み）

（単位：円）

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下各地区基準協会会員	8,800	880	9,680
一 般	11,000		11,880

4. 講習内容

現在、厚生労働省の補助を受けた委員会によって検討中
2020年3月をめぐりに公表予定となっています

5. 申込み方法

- ① 受講申請書に必要事項を記入の上、「職長等の教育」修了証の写しと一緒にFAXまたは郵送にて若松労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。
- ③ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。
※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

6. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL：093-751-6563、FAX：093-863-6567
受講料振込先：北九州銀行若松支店 普通預金：6072367 若松労働基準協会
（振込手数料は貴社にてご負担願います）

FAX:093-863-6567

製造業の【職長等の能力向上教育】受講申請書

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名	生年月日	現住所
	(昭和・平成)	〒
	(昭和・平成)	〒
	(昭和・平成)	〒
	(昭和・平成)	〒
所属 事業所	所在地	〒
	事業所名 (印不要)	都 道 府 県 業 種 製造業 建設業 その他.....
	TEL	FAX
連絡先	担当者所属・氏名	(電話)
		(FAX)
【受講希望日】	月 日	受講料振込予定日
		年 月 日
		受講料(合計)
		円
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名:若松・その他()協会]		
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない		

この受講申請書にご記入いただいた個人情報は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません

申請年月日: 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿